

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名 <u>スポーツ庁</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>平成32年に予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020東京大会」という）の開催に伴い、国際オリンピック委員会（IOC）及び当該関連者等に課せられる対象税目につき、2020東京大会の公益性及び公共性に鑑みるとともに、円滑な準備及び運営のために、税制上の所要の措置を講じる。</p>	
関係条文	〔 〕	
減収見込額	[初年度]（ ） [平年度]（ ） [改正増減収額]（単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>2020東京大会の円滑な準備及び運営を支援するため、海外からの2020東京大会関係者の受入れ等に関して、税制面で必要な措置を講じ、2020東京大会の開催に際して、大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>平成25年9月のIOC総会において、2020東京大会の開催が決定された。オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツに関する世界的な大会であり、国民に感動を与え、スポーツへの意欲・関心を高めるとともに、活力ある健全な社会の形成に寄与することが期待される。2020東京大会の円滑な開催は、スポーツ振興の観点から極めて重要である。</p> <p>一方で、2020東京大会に際しては、IOCをはじめとする大会関係者の他、選手、放送関係者等、世界各地の個人・法人の関与・来訪が予想される。非居住者・外国法人が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質と恒久的施設の態様により、我が国で所得税・法人税等を課税されることがあり得る。その際に、その非居住者・外国法人が、当該所得についてその居住地国でも課税を受けることにより、国際的二重課税が発生する可能性がある。</p> <p>我が国は平成29年8月1日現在で、120カ国・地域との間で租税条約を締結し、国際的二重課税の排除に努めている。しかし、我が国が締結している租税条約は、すべての国・地域を網羅するものではないため、ほぼ世界中の国・地域からの参加が見込まれる2020東京大会においては、参加国それぞれとの租税条約の有無及び内容によって不均衡が生じる。そのため、選手をはじめとする全ての大会関係者について、課税の公平性・均一性を確保する観点から、開催地である我が国において特別な対応が求められる。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（抄）第一条趣旨 「大会の円滑な準備及び運営」
	政策の達成目標	2020 東京大会の円滑な準備及び運営の実現
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	国際的二重課税の排除等に伴い、大会関係者である非居住者・外国法人に対する我が国の課税の公平性が確保され、2020 東京大会の円滑な準備及び運営に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の改正要望を行う。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	国際的二重課税の排除等に伴い、大会関係者である非居住者・外国法人に対する我が国の課税の公平性が確保され、2020 東京大会の円滑な準備及び運営に資する。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 29 年度</p>